

四日市市告示 490 号

令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（北部）（単価契約）を実施するにあたって、公募型プロポーザル方式による候補者を選定する募集を下記のとおり公告する。

令和 2 年 10 月 14 日

四日市市長 森 智広

2. 概要

(1) 業務名

令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（北部）（単価契約）

(2) 業務概要

四日市市の富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内の四日市市道及び市管理道路（以下、「市道等」という。）、河川等における次に掲げる維持修繕業務及び各地区からの土木要望業務とする。

【市道等】

- ① 道路維持（アンダーパス管理を含む。）
- ② 舗装補修
- ③ 交通安全施設
- ④ 路面標示
- ⑤ 雪氷対策

【河川等】

- ① 河川水路維持
- ② 溜池維持
- ③ 調整池維持

※本業務には、平日の昼間に作業を実施する他に、平日の夜間、休日を含めた 24 時間における緊急の応急処理が含まれる。また、異常気象時の緊急の応急処理を迅速に実施するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 4 年 7 月 31 日まで

(4) 業務場所

四日市市 富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内

(5) 業務規模

予算額（契約上限額）	454,000,000 円	（消費税及び地方消費税を含む）
指示限度額	376,000,000 円	（消費税及び地方消費税を含む）
1 件当たり指示額	2,500,000 円未満	（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 選定方式

提出された提案書等の内容について審査を行い、審査結果により、選定した者（以下、「候補者」という。）1 名、次点以降の提案者の順位付けを行うものとする。
また、候補者には、随意契約により当該業務を委託するものとする。

(7) 単価の見積限度額 16,000,000 円（税抜き）

2. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする地域維持型建設共同企業体（以下、「地域維持型 J V」という。）のすべての構成員は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されていること。
- (2) 四日市市内の富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内に本店を有すること。なお、本店の所在地と建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく主たる営業所の所在地が異なる場合は、建設業法上の主たる営業所が四日市市内の富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内にあること。
- (3) 土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が 5 年以上あること。
- (4) 地域維持型 J V の代表者となる者は、土木一式工事 A ランク、代表者を除く構成員は、土木一式工事（ランク指定なし、完成工事高 2,500,000 円以上）とする。
- (5) 建設業の許可区分は、一般建設業又は特定建設業とする。
- (6) 地域維持型 J V の構成員数は、代表者を含め 3 者以上 12 者以下とする。
- (7) 地域維持型 J V の代表者となる者は、国家資格者又は実務経験者を現場代理人として適正配置できる者とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。また、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものとする。
- (8) すべての構成員は、国家資格者又は実務経験者を主任技術者として適正配置できる者とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。
また、代表者の主任技術者又は監理技術者は、構成員の作業を適正に把握するものとする。
- (9) 経営管理責任者又は営業所専任技術者で有るものを現場代理人又は主任技術者に配置できるものとする。ただし、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。

- (10) 地域維持型 J V の代表者は、構成員の協議において決定された者とする。
- (11) 地域維持型 J V の結成に際し、一の企業は、同一業務につき二以上の地域維持型 J V の構成員となることはできない。
- (12) ①地域維持型 J V（甲型）の構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、出資を伴わない者を構成員とすることはできない。
②地域維持型 J V（乙型）の場合は、業務分担のないものを構成員とすることはできない。
- (13) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (14) 公告からこの業務の契約が成立するまでの期間において、四日市市から入札参加資格停止を受けていないこと。
ただし、当該期間において、構成員（代表者を除く）が四日市市から入札参加資格停止を受けた場合、当該構成員を当該地域維持型 J V から除名できるものとするが、その場合、除名後の地域維持型 J V が、「1 2. 失格事項」に該当しないこと。
また、その場合、新たな構成員の追加はできないものとする。
- (15) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (16) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にある主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者を配置できること。
- (17) ①地域維持型 J V は、当該業務の契約の履行後精算が終了するまでの間は、解散することができない。
②当該業務を受注できなかった地域維持型 J V は、(17)①の規定に関わらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。
- (18) 契約締結日において、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は、技術者等として配置できない。ただし、契約締結日の前日までに工事完成届等が受理された場合は、他の工事に従事していないものとする。

3. その他

別添の実施要領による。

4. 実施要領等の配付場所

市のホームページからダウンロードしてください。

5. 問い合わせ先

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 道路維持課 維持第2係

TEL : 059-354-8201 FAX : 059-354-8057

令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（北部）（単価契約） 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザル実施要領（以下、「本要領」という。）は、「令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（北部）（単価契約）」の候補者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 概要

(1) 業務名

令和 3 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（北部）（単価契約）

(2) 業務概要

四日市市の富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内の四日市市道及び市管理道路（以下、「市道等」という。）、河川等における次に掲げる維持修繕業務及び各地区からの土木要望業務とする。

【市道等】

- ① 道路維持（アンダーパス管理を含む。）
- ② 舗装補修
- ③ 交通安全施設
- ④ 路面標示
- ⑤ 雪氷対策

【河川等】

- ① 河川水路維持
- ② 溜池維持
- ③ 調整池維持

※本業務には、平日の昼間に作業を実施する他に、平日の夜間、休日を含めた 24 時間における緊急の応急処理が含まれる。また、異常気象時における緊急の応急処理を迅速に実施するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 4 年 7 月 31 日まで

(4) 業務場所

四日市市 富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民セ

ンター管内

(5) 業務規模

予算額（契約上限額）	454,000,000 円	（消費税及び地方消費税を含む）
指示限度額	376,000,000 円	（消費税及び地方消費税を含む）
1 件当たり指示額	2,500,000 円未満	（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 選定方式

提出された提案書等の内容について審査を行い、審査結果により、選定した者（以下、「候補者」という。）1 名、次点以降の提案者の順位付けを行うものとする。

また、候補者には、随意契約により当該業務を委託するものとする。

(7) 単価の見積限度額 16,000,000 円（税抜き）

3. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする地域維持型建設共同企業体（以下、「地域維持型 J V」という。）のすべての構成員は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されていること。
- (2) 四日市市内の富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内に本店を有すること。なお、本店の所在地と建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく主たる営業所の所在地が異なる場合は、建設業法上の主たる営業所が四日市市内の富洲原、富田、羽津、県、八郷、下野、大矢知、保々の各地区市民センター管内にあること。
- (3) 土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が 5 年以上あること。
- (4) 地域維持型 J V の代表者となる者は、土木一式工事 A ランク、代表者を除く構成員は、土木一式工事（ランク指定なし、完成工事高 2,500,000 円以上）とする。
- (5) 建設業の許可区分は、一般建設業又は特定建設業とする。
- (6) 地域維持型 J V の構成員数は、代表者を含め 3 者以上 12 者以下とする。
- (7) 地域維持型 J V の代表者となる者は、国家資格者又は実務経験者を現場代理人として適正配置できる者とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。また、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものとする。
- (8) すべての構成員は、国家資格者又は実務経験者を主任技術者として適正配置できる者とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。
また、代表者の主任技術者又は監理技術者は、構成員の作業を適正に管理、把握するものとする。
- (9) 経営管理責任者又は営業所専任技術者で有るものを現場代理人又は主任技術者に

配置できるものとする。ただし、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。

- (10) 地域維持型 J V の代表者は、構成員の協議において決定された者とする。
- (11) 地域維持型 J V の結成に際し、一の企業は、同一業務につき二以上の地域維持型 J V の構成員となることはできない。
- (12) ①地域維持型 J V（甲型）の構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、出資を伴わない者を構成員とすることはできない。
②地域維持型 J V（乙型）の場合は、業務分担のないものを構成員とすることはできない。
- (13) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (14) 公告からこの業務の契約が成立するまでの期間において、四日市市から入札参加資格停止を受けていないこと。
ただし、当該期間において、構成員（代表者を除く）が四日市市から入札参加資格停止を受けた場合、当該構成員を当該地域維持型 J V から除名できるものとするが、その場合、除名後の地域維持型 J V が、「12. 失格事項」に該当しないこと。
また、その場合、新たな構成員の追加はできないものとする。
- (15) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (16) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にある主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者を配置できること。
- (17) ①地域維持型 J V は、当該業務の契約の履行後精算が終了するまでの間は、解散することができない。
②当該業務を受注できなかった地域維持型 J V は、(17)①の規定に関わらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。
- (18) 契約締結日において、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は、技術者等として配置できない。ただし、契約締結日の前日までに工事完成届等が受理された場合は、他の工事に従事していないものとする。

4. 参加資格の申請

本プロポーザルへの参加を希望される地域維持型 J V は、次の書類を提出するもの

とする。なお、参加資格申請の受付期間を過ぎての申し込みは受け付けないものとする。

(1) 参加資格申請の受付期間及び提出方法

①受付期間：令和2年10月14日（水）～令和2年11月18日（水）

各日とも土・日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

②提出方法：持参のみ。事前に電話でアポイントを取るものとする。

③提出先：〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 道路維持課 維持第2係

TEL：059-354-8201 FAX：059-354-8057

(2) 提出書類

① 地域維持型建設共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書(様式第1)

② 地域維持型建設共同企業体協定書(様式第2、又は様式第3)(写し)

③ 委任状(様式第4)

④ 使用印鑑届(様式第5)

⑤ 現場代理人の経歴書(代表者)(様式第6)

代表者のみ提出すること。該当する資格の1つに○を記入し、資格保有を証する書類(資格証の写し等)を添付すること。

⑥ 主任技術者の経歴及び構成員の種類確認表(様式第7)

すべての構成員について、主任技術者の経歴書を提出すること。

構成員の種類について、代表者以外の構成員イ及び代表者以外の構成員ロをそれぞれ1者ずつ選定し、様式第7の②で該当する構成員の種類を○で囲むこと。保有資格等について、該当する資格の1つに○を記入し、資格保有等を証する書類(資格証の写し等)を添付すること。

従事実績について、代表者、代表者以外の構成員イ、代表者以外の構成員ロのみが記入するものとし、実績がない場合は、その旨記載すること。

予備の技術者(1技術者につき、予備1名)を記載した場合は、どちらか低いほうの技術者評価を行うものとする。

資料作成にあたり、別紙1(評価基準)を十分確認すること。

実務経験者(土木一式工事)について、建設業法に定める主任技術者となりうる実務経験者で、経営事項審査申請書の技術職員名簿に実務経験者として記載のある者とし、10年経験(指定学科卒業後、大学・高等専門学校の場合は3年、高等学校・中等教育学校の場合は5年で実務経験者として登録されている者)とする。

⑦ 代表者、代表者以外の構成員イ、代表者以外の構成員ロは、過去5年間(平成27～令和元年度に完成した工事)の本市工事成績が確認できる工事成績評定通

知書の写し又は、一覧表（工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの）を提出すること。

⑧ 代表者、代表者以外の構成員イ、代表者以外の構成員ロは、過去 10 年間（平成 23～令和 2 年度表彰）の一覧表（受注者、表彰年度、業種、工事名がわかるもの）を提出すること。

⑨ 代表者は、誓約書（様式第 14）を提出すること。

(3) 参加資格の審査

参加資格審査の申請があったときは、速やかに参加資格の審査を行い、審査結果を代表者に対し、電話により通知するものとする。ただし、参加資格があると認められた者に対しては省略することができる。

5. 実施提案書の提出

(1) 実施提案書の受付期間及び提出方法

① 受付期間：令和 2 年 10 月 14 日（水）～ 令和 2 年 11 月 30 日（月）

各日とも土・日曜日および祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、提出先まで届けるものとする。

なお、上記受付期間を過ぎての提出は認めないものとする。

また、提案書等の内容変更及び再提出は認めないものとする。

② 提出方法：持参による。事前に電話でアポイントを取るものとする。

③ 提出先：〒510-8601

三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所 都市整備部 道路維持課 維持第 2 係

TEL：059-354-8201 FAX：059-354-8057

(2) 提出書類：

①実施提案書の鑑（様式第 8）

②実施提案書（様式第 9）及び（様式第 10）

すべての項目（様式第 9 及び様式第 10 の各 2 項目、合計 4 項目）について、実施提案書を作成、提出すること。

※必要に応じ、添付書類として、表、イメージ図等を添付できるものとし、4 項目の提案に対し、A4 サイズの用紙 2 枚（片面）までとする。

(3) 提出部数：

実施提案書の鑑（様式第 8）を表紙とし、実施提案書（様式第 9）、実施提案書（様式第 10）及び添付書類（ある場合）を左上 1 箇所にホッチキス等で留めること。正本（会社名の記載あり）1 部及び副本 5 部（会社名の記載なし）

※特に、副本 5 部において、表紙と添付資料に会社名の記載がないことを十分確認のうえ、提出すること。

6. 実施提案に関するプレゼンテーションの実施

本業務の候補者を選定するにあたり、実施提案書の詳細について、参加者がプレゼンテーションを行うものとする。

後日、指定する日時に実施するプレゼンテーションに代表者の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は必ず出席するものとする。また、代表者を含む構成員の社員も出席可能とするが、代表者の主任技術者を含めて3名までとし、発言は、代表者の主任技術者のみとする。

代表者についてのみ、プレゼンテーションに出席した配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）以外は、受注後、主任技術者又は監理技術者として配置できないものとする。

代表者の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）が、プレゼンテーションに欠席した場合、実施提案に関する評価点を0点とする。

また、予備の主任技術者又は監理技術者を「主任技術者の経歴及び構成員の種類確認表（様式第7）」において、記載できるものとするが、プレゼンテーションに出席する代表者の配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は1名とし、同様式にて、予備の技術者を記載した場合は、プレゼンテーション当日までに1名を決め、「プレゼンテーション出席者（配置予定技術者）届出書（様式第11）」を提出すること。

7. 質問等

質問は、質問書（様式第12）を提出すること。

- (1) 質問内容： 参加資格審査申請及び実施提案に関する質問
- (2) 受付期間： 令和2年10月14日（水）から令和2年11月2日（月）まで
※土・日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出先： 四日市市役所 都市整備部 道路維持課 維持第2係
TEL：059-354-8201 FAX：059-354-8057
E-Mail：douroiji@city.yokkaichi.mie.jp
- (4) 提出方法： 持参、FAX又は電子メールとする。なお、持参の場合は、事前に電話でアポイントを取るものとし、FAX又は電子メールによる場合は、必ず電話で送付確認を行うものとする。
- (5) 回答方法： 質問書を受理した日の翌日より起算して営業日5日以内に四日市市ホームページに掲載する。
なお、掲載期間は、令和2年11月30日（月）までとする。
※個別に回答は行わないものとする。

8. 審査・選定

(1) 審査方法

- ① 参加申込者が提出した提案書やプレゼンテーション等について、「評価基準」(別紙1)に基づき評価を行い、評価点集計を行う。
- ② 評価項目ごとの評価点数の合計点数で競うものとする。

(2) 審査

提出した提案書やプレゼンテーション等について審査を行い、審査結果により、選定した者(以下、「候補者」という。)1名、次点以降の提案者の順位付けを行うものとする。

(3) 審査結果等の通知・公表

審査結果等については、プロポーザル審査結果通知書(様式第13)をもって参加者に通知するとともに、四日市市ホームページに掲載する。

審査結果の通知・公表： 令和2年12月25日(金)【予定】

(4) 審査結果等に対する説明

上記(3)の通知を受けた者は通知をした翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、書面により、市長に対して審査結果等に対する説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、書面により回答する。

9. プロポーザルの日程(一部予定を含む)

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| (1) プロポーザル(公募型)公告： | 令和2年10月14日(水) |
| (四日市市ホームページに掲載) | |
| (2) 参加資格申請受付期間： | 令和2年10月14日(水)から
令和2年11月18日(水)まで |
| (3) 実施提案書受付期間： | 令和2年10月14日(水)から
令和2年11月30日(月)まで |
| (4) 質問書受付期間： | 令和2年10月14日(水)から
令和2年11月2日(月)まで |
| (5) プレゼンテーション： | 令和2年12月18日(金)【予定】 |
| (6) 結果通知： | 令和2年12月25日(金)【予定】 |
| (7) 契約の締結： | 令和3年1月15日(金)【予定】 |

10. 契約相手方の決定

- (1) 「8. 審査・選定」において選定した候補者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約

を行う。

- (2) 候補者との契約が成立しない場合は、次点の提案者から契約の交渉を行う。

1 1. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

1 2. 失格事項

本プロポーザルの参加申込者もしくは提出された参加資格審査申請書等の提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) その他本要領に違反すると認められる場合

1 3. その他

- (1) 市は、候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとする。なお、参加者から提出された実施提案にかかる資料は公表しないものとする。
- (4) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) この業務の契約が成立するまでの間において、候補者が「1 2. 失格事項」に該当することになった場合は契約を締結しないものとする。
- (6) 実施提案書に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格の停止を行う場合がある。
- (7) 実施提案は、工事仕様書と同じ扱いになるものとする。
- (8) ペナルティーについて、当該業務における「プロポーザル履行確認書」に記載された提案内容の履行状況により、実施提案に係る不履行の場合は「10 点」を令和 4 年度に募集する地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託のプロポーザル審査における実施提案等の合計値から減点するものとする。実施提案不履行の場合は、すべての構成員が減点対象となり、減点対象ではない構成員と新たな地域維持型 JV を結成した場合においても、新たな地域維持型 JV が減点対象となるものとする。
- (9) 従事実績、工事成績及び優良工事表彰について、該当する年度が、それぞれ異なるため、十分確認のうえ、資料の作成を行うこと。
- (10) 「3. 参加申込者の資格要件の(14)」について、四日市市から入札参加資格停止を受けた構成員を除名した場合は、除名した構成員に係る評価点（技術者評価及び企

業要件)を0点として、再度、順位付けを行うものとし、必要に応じ、候補者を変更し、随意契約により当該業務を委託するものとする。

14. 問い合わせ先

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 道路維持課 維持第2係

TEL : 059-354-8201 FAX : 059-354-8057